

第2章 監 査

北但行政事務組合監査委員事務局条例

〔平成7年3月31日〕
〔 条 例 第 6 号 〕

（趣旨）

第1条 この条例は、法令に定めるものを除くほか、監査委員の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第2条 監査委員の事務を補助するため、監査委員事務局を置く。

（公表の方法）

第3条 監査の結果に関する公表は、北但行政事務組合公告式条例（平成7年条例第1号）第4条の規定の例による。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。